

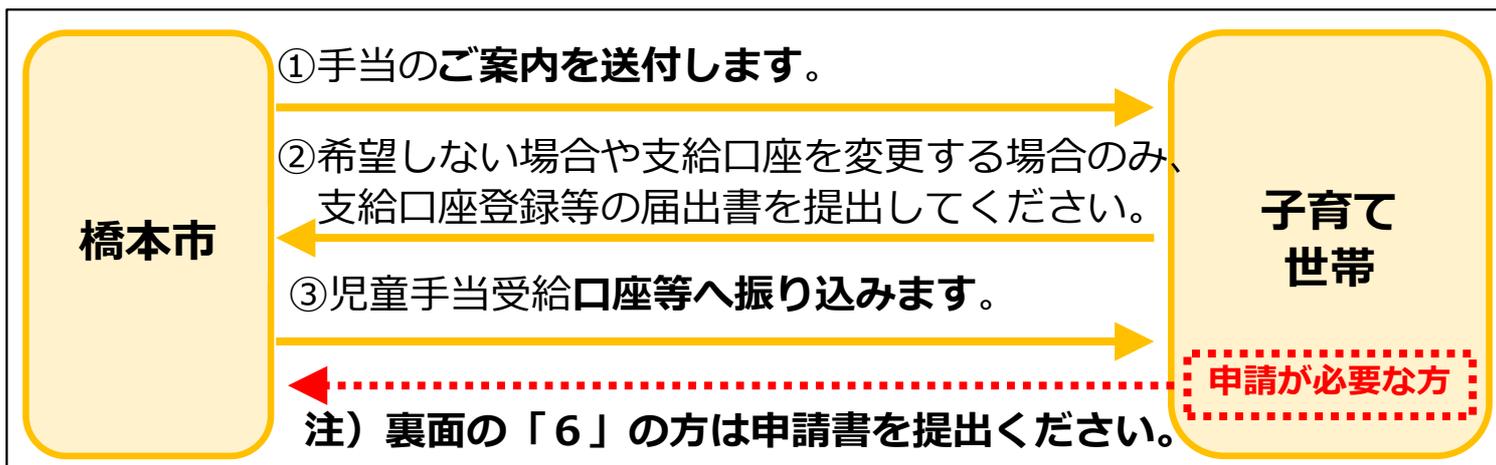
政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則 **申請は不要** です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。また、希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ別紙に記載の締切日までに届出書を提出するか、裏面記載の窓口まで持参ください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童** (※令和7年9月に出生した児童については10月分)
- (2) **令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童**

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記(1)または(2)の**児童手当受給者**(原則、保護者のうち生計を維持する程度の高い者)

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童 1 人につき **2 万円** (1 回限り) です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

橋本市では3月から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座に振り込みます（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、必ず下記の窓口にご連絡ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。申請書を提出してください。

- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
※令和7年9月30日時点で受給者が住民票のある市区町村に提出
※退職したが令和7年9月分（※）の児童手当（※令和7年9月に出生した児童については10月分）を所属庁から受給していた方を含みます。
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者(令和8年1月末時点で児童手当申請済の方を除く)

7. こんなときはどうなるの？

■ 引っ越した場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは支給口座登録等の届出書により届け出た口座に振り込まれます。

■ DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができます。まだ受給者変更の手続きを行っていない場合は、手続きを行うことで今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。（退職したが令和7年9月分（※）の児童手当（※令和7年9月に出生した児童については10月分）を所属庁から受給していた方を含みます。）

お問い合わせ先（橋本市子ども課）

「物価高対応子育て応援手当」窓口
電話：0736-33-6102
(受付時間：平日8:30～17:15)

お問い合わせ先（国）

子ども家庭庁 コールセンター
電話：0120-252-071
(受付時間：平日9:00～18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるとは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに橋本市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。